

倉吉市建設工事総合評価指名競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の13において準用する令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価入札を試行する建設工事（以下「入札工事」という。）は、設計金額が500万円以上（建築一式工事にあつては、1,500万円以上）のもののうち、倉吉市建設業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、市長が決定する。

(総合評価入札によることの適否)

第3条 市長は、総合評価入札を行おうとするときは、総合評価入札によることの適否について、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価入札を行おうとするときは、入札工事に係る申込み（以下「入札」という。）のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定める点数の範囲内で定めるものとする。

- (1) 入札の日の属する年度の前年度及び前々年度に完成した建設工事（以下「過去2か年度の建設工事」という。）のうち、当該入札工事と同一の工種の市工事（以下「同一工種工事」という。）に係る施工実績の有無 6点
- (2) 過去2か年度の建設工事のうち、同一工種工事に係る工事検査評定点の前年度の平均点（前年度において同一工種工事の実績がない場合にあつては、65点）と前々年度の平均点（前々年度において同一工種工事の実績がない場合にあつては、65点）との平均点 6点
- (3) 過去2か年度の建設工事のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項から第3項までの規定により当該入札工事に配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同一工種工事に係る施工経験の有無 3点
- (4) 配置予定技術者の保有する資格 2点
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項 3点

3 落札者決定基準は、予定価格が2,500万円未満（建築一式工事にあつては、5,000万円未満）の入札工事にあつては前項第1号、第2号及び第5号に掲げる項目を、予定価格が2,500万円以上（建築一式工事にあつては、5,000万円以上）の入札工事にあつては同項第1号から第5号までに掲げる項目をもって定めるものとする。

4 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価の方法)

第5条 落札者の決定に係る総合評価は、価格評価点と技術評価点との合計点（以下「総合評価点」

という。)をもって行うものとする。

2 価格評価点は、最低入札価格（入札において失格となった者又は無効な入札を行った者の入札価格を除く。）を入札価格で除した額に100を乗じて得た値とする。ただし、当該値に小数点以下第2位未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた値とする。

3 技術評価点は、前条第2項に掲げる項目について付与された点数を合計した点数とする。

（落札者の決定方法）

第6条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあって、次の各号のいずれにも該当しない者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者の候補者とする。この場合において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせて落札者の候補者を決定するものとする。

（1） その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

（2） その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であること。

2 市長は、落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（学識経験者からの意見聴取の方法）

第7条 第3条、第4条第4項及び前条第2項の規定による学識経験者からの意見聴取は、総合評価指名競争入札に係る総合評価調書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による意見聴取を行った場合において、学識経験者から異議があったときは、委員会を招集し、その対応を決定するものとする。

（入札結果の公表等）

第8条 市長は、落札者を決定したときは、入札を行った者全員にその旨を通知するとともに、総合評価の結果を併せて通知するものとする。

2 落札者の決定及び総合評価の結果は、様式第2号によりインターネット等の方法で閲覧に供するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合評価入札の試行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

入札・契約の内容

	所 属	
	入札・契約番号	
工事の名称		
工事の場所		
工事の概要		
工期		
契約の方法		
予定価格		
指名業者の選定理由		

入札日時					
入札者（商号・名称）	入札価格（円）	価格評価点	技術評価点	総合評価点	備考
上記価格は、入札者が見積もった契約希望価格の105分の100に相当する価格である。					

当初契約内容	相手方	住 所	
		氏名・名称	
	請負金額		
	工期		

変更契約内容(第1回)	変更請負金額	
	変更工期	
	変更理由	